徳島県告示第四百九十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県西部総合県民局三好庁舎において、令和元年十一月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和元年十一月十二日

徳島県知事　飯　泉　嘉　門

道路の種類　県道

整理番号	路線名	区間	延長（メートル）	供用開始の期日
1　2	鳴門池田	三好郡東みよし町足代字滝ノ下一二六番一地先	一五・四	令和元年十一月十二日